

# 中京高等学校 生徒支援規定

## はじめに

生徒の皆さんが安全に、安心して生活していくために、学校や社会には『ルール』が存在します。『高校生』として、『中京生』として、『人』として、定められたルールを守り、以下の『人間性』や『社会性』を身に付けていきましょう。

- ◆ 自立…自分の力で判断したり、身を立てたりすること
- ◆ 共生…様々な考えを持った人間が、場所を同じくして共に生活すること
- ◆ 調和…矛盾や衝突などがなく、お互いにほどよく釣り合うこと

## 1. 善行活動について

- ・『気配りや心遣い、思いやりの気持ち』を持って、学校内外で積極的に善行活動をしましょう。
- ・生徒会活動や MS リーダーズなどの地域貢献活動に参加していきましょう。

## 2. 通学路について

- ・登下校時は『指定通学路』を歩くこと。
- ・広がって歩かないこと、二列歩行を守ること、大声を出したり騒いだりしないこと。
- ・交通事故や不審者対策からスマホを使いながら歩かないこと。
- ・ unnecessary 店舗の出入りや居座りをしないこと。（万引き・迷惑行為に疑われることもあり）
- ・コンビニや駐車場での座り込み、ゴミのポイ捨て、住居不法侵入（他人の敷地内を通るなど）等厳禁。

『特別指導』の対象

## 3. 電車・バスの利用について

- ・『整列乗車をする』『降りる人が先』『ホームや階段に座らない』こと。
- ・スマートフォン等は『マナーモード』で使用し、音漏れ等で周囲の人々に迷惑をかけること。
- ・荷物などで『座席を占有しない』こと。
- ・『優先席』付近はお年寄りや体の不自由な方々に譲ること。
- ・駅のホームで騒いだり、ふざけたりしないこと。『線路に降りる』ことは絶対に禁止。（危険行為）  
万が一、物を落とした場合などは、駅員に申し出ること。

『特別指導』の対象

## 4. 自転車の利用について

- ・令和8年度導入の「交通反則通告制度（青切符）」を厳守すること。
- ・自転車は必ず自分の所有車に乗る。友人等、他人の自転車には絶対に乗らない。『特別指導』の対象
- ・学校に乗り入れる場合は、『登録証』の発行を担任に申し出る。登録証シールのないものは乗り入れ不可。
- ・学校敷地内での乗車は禁止とする。
- ・学校が指定する日は、乗車用ヘルメットを着用すること。
- ・自転車保険加入義務化のため、必ず加入すること。

※法改正により学校に乗り入れる、入れないに関わらず、自転車保険の加入が必要。

## 5. 対人関係において

- ・トラブルが生じた場合は、直接の話し合いを最優先とする。いかなる理由があっても、手を出したりインターネット上に晒す行為は絶対にしないこと。また、教職員や保護者などの大人に相談すること。
- ・他者の人権尊重の立場から『いじめ』『暴言』『暴力』は絶対に許されない。『厳しい処罰』の対象

## 6. スマートフォンの利用について

- ・『始業から終業まで』電源を切ること。
- ・各選抜およびクラスの指示に従うこと。校内のコンセントを利用した充電は厳禁。（盗電行為）
- ・『ネット依存』にならないように、使用時間をコントロールして、生活リズムを整えること。

### 【SNSの利用について】

- ・『他者を傷つけることは許されない』（誹謗中傷）※場合によって侮辱罪の適用
- ・飲酒や喫煙を思わせる内容、卑猥な内容や授業内容などを掲載しないこと。（不適切画像の拡散）
- ・『他者のデータや写真を勝手に掲載しない』こと。（情報漏洩）
- ・許可無く個人情報を教えたり、メールを見たり、写真や動画を撮ったりしないこと。
- ・『有害サイト』（出会い系や闇サイト）にアクセスしないこと。（不正アクセス）
- ・情報モラルを守ること。

※定期的に外部団体のネットパトロールがチェック。

『特別指導』の対象

## 7. 薬物乱用禁止について

- ・覚せい剤や合成麻薬等、絶対に『近づかない』『断る』こと。高校生活だけでなく、一生を棒に振る。

## 8. 免許取得について

- ・バイクや自動車は『取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない』四無い運動で禁止。
- ・自動車学校の無断入校禁止。指定された期日・対象者を確認の上、申し込み手続きをすること。

『特別指導』の対象

## 9. 持ち物について

- ・『貴重品管理』の徹底。必ず氏名を記入し、肌身離さず持つこと。鞆のファスナーを閉じること。
- ・学校生活に不必要なものは持参しないこと。

※『ライター、タバコ、電子タバコ、加熱式タバコ、およびそれらに類する吸引器具（ニコチンの有無を問わない）』等を所持しているだけでも『喫煙行為』とみなす。 『特別指導』の対象

- ・落とし物をした時は、第4職員室前のロッカーで確認をすること。

## 10. 許可書について

- ・遅刻や早退、外出には『許可書』が必要となる。第4職員室に取りに来ること。
- ・学校の許可なく校外に出た場合は、『急学行為』となる。

『特別指導』の対象

## 11. アルバイトについて

- ・申請があった場合に限り許可する。『承認書』は常時携帯して従事すること。
- ・前年度から継続する場合、新たに申請をすること。
- ・学業や日常生活に支障がある場合は許可を取り消すことがある。
- ・無断アルバイトや、夜10時～朝4時の時間帯の実施や外出は禁止。（青少年健全育成条例）

『特別指導』の対象

## 12. 制服着用について

### 【制服着用の意義】

- ・制服を正しく着用することは、私生活と学校生活との心の切り替えを表わし、秩序・規律ある集団の一員としての自覚を生み出す。
- ・制服を美しく着用することは、挨拶・傾聴・時間厳守・清掃と同様に他者に対する敬意を表わす。そしてこのことは、他者に安心感を与え、信頼を生み出すことにもつながる。
- ・制服を美しく着用することは、着る者の気持ちを一つにし、目標に立ち向かう前向きな気持ちを生み出す。そして愛校心を育む。

### 【服装規定】

- 1 体に合う制服を着崩すことなく、正しく着用すること。
- 2 ネクタイやリボン、ブレザー等について、『改ざんした制服』は一切認めない。
- 3 故意によるサイズ変更や、体に合わない制服を譲ってもらった場合は、卒業まで『学校預かり』とする。
- 4 ネクタイまたはリボンは緩めず必ず着用すること。  
(ネクタイ・リボンはゴムをつけたり、ボタンの位置を変えたりすることは禁止。)
- 5 カーディガンは、本校指定のもののみ着用を認める。
- 6 Yシャツの襟や袖、裾から見えるハイネックやタートルネックの着用は認めない。

- 7 ズボンを着用する際、Yシャツは常時ズボンの中に入ること。また、ズボンを下げない。
- 8 ベルトは本校指定のもの、またはこれに準じたものを使用する。
- 9 スカートの長さは『膝の皿にかかる程度』とする。ウエストの位置を高くすることやベルトを使用することは禁止する。(ベルト使用の際は『学校預かり』とする。)



- 10 スカートのプレートは抜かないこと。場合によっては買い直しとする。
- 11 スカート下にジャージ等を着用することは禁止する。
- 12 タイツやストッキングは、黒・ベージュの無地のものに限り、着用を認める。
- 13 ソックスは白、黒、紺を原則とし、くるぶしが隠れる長さのものとする。  
(レッグウォーマーや膝上のは禁止。)
- 14 革靴は本校推奨のものを着用すること。  
ただし、やむを得ない事情がある場合に限り運動靴の着用を認める。  
サンダル、ハイカット、ヒールアップ、インヒール等の装飾性・華美な靴は禁止する。  
革靴 (コインローファー)：黒または茶、ヒールの高さは5 cm 以下  
運動靴：体育の授業で使用可能な運動に適したもの (色は問わない)
- 15 校内履きは一足制のため、使用は任意とする。2・3年生は昨年度の上履き (スリッパ)、1年生はこれに準ずるものを認める。装飾性の高いものや華美なものの使用は禁止。
- 16 制服と体操服の組み合わせは認めない。(例：Yシャツにジャージズボン等)
- 17 夏服と冬服の混同はしないこと。(例：冬用スカートにポロシャツ等)
- 18 登下校時は必ず制服を正しく着用すること。(部活動で統一された服装は、顧問の届け出により認める。)
- 19 靴は本校指定のものを使用を原則とする。
- 20 防寒着は本校推奨に準じ、白・黒・紺・グレーを基調としたものを認める。  
ブレザーは必ずしも着用しなくてもよい。ただし、登下校時および体育の授業時のみ着用を認める。  
守られない場合は『学校預かり』とする。(着用期間：11月～3月)
- 21 膝掛けは教室内での使用に限り認める。廊下や教室移動時、登下校時に使用することは禁止する。  
守られない場合は『学校預かり』とする。

**【正装日】** 冬服：ブレザー・ネクタイ・リボン着用      夏服：Yシャツ着用 (※ポロシャツは認めない)  
なお、以下の行事を正装日とする。

入学式、卒業式、始業式、終業式、長期休業前・長期休業明け全校集会、創立記念校長講話

※上記に違反した場合は、生活面評価カードの対象となり、修正チェックの指導等を受ける。

## 13. 生活面評価について

以下の項目を『生活面評価』として点数化し、進級や進路・卒業に影響を与えることもある。

- ① 善行活動…奉仕・貢献活動1件につき1点として、人命救助など特に顕著なものを表彰対象とする。
- ② 身だしなみ…修正箇所複数の場合でもカード1枚で減点1点。上記12の服装および下記の外面規定違反（髪型、染髪、化粧、ピアス、カラーコンタクト、カラーリップ、授業中の携帯電話使用等）

### 【修正チェック】

生活面評価カード②を担任から渡された場合は、翌日から昼休みまたは6限（7限）後に、3つの職員室をまわり指導を受けること。

- ・『累計10点』で学域チーフによる指導
- ・『累計15点』で学年主任による指導

ここまでの指導で以後、改善が見られない場合は、生徒支援部による特別指導の対象となる。

3年生は『累計20点』で進学希望者は学校推薦不可、就職希望者は第一次審議会の対象外となる。

## 14. 外面指導の意義について

服装や頭髪、髪型などの外面は人格を表すものである。外面指導において、本校生徒としての常識的な範囲内のものを許可し、それを逸脱する場合には、厳しく注意、指導をしていくこととする。

### 【外面規定】

- 1 パーマ・カール・染髪・脱色・編み込み・付け毛（エクステ）等の禁止。
- 2 ドライヤー、ヘアーアイロン等の過度な使用の禁止。  
ドライヤー、ヘアーアイロン使用による変色の場合でも、髪色を黒く修正すること。
- 3 全体をバランスの良い状態に保ち、部分的に極端に短くしたり、長くしたりしない。  
片側だけの刈り上げや左右のアシンメトリー、バリアート、レザーアート等は禁止。
- 4 整髪料は清潔感を保つ最小限の使用に留める。（奇抜な髪型、強い香り、着色効果のあるものは禁止）
- 5 整髪用のゴム・ピンは使用を認めるが、リボン・カチューシャ・シュシュ等の装飾品は使用禁止。
- 6 まゆ毛は自然な状態を基本とし、極端な加工（全剃り、著しい変形、脱色等）は禁止。
- 7 ひげを伸ばさないこと。
- 8 化粧（ファンデーション・チーク・アイメイク・まゆ・色付きの日焼け止め、カラーリップ・アイプチ等・付けまつ毛・まつげエクステ・マニキュア・入れ墨（タトゥー））は禁止。
- 9 ピアス・ネックレス等アクセサリ類の着用禁止。
- 10 コンタクトは無色のみ使用を認める。カラーコンタクト等の使用禁止。

以上の規定に違反した場合は、修正が認められるまで『出校停止』（欠席扱い）となる。修正が確認できた後、登校を認める。

また、定期的に行われる外面チェックで指導を受けた生徒は、修正が認められるまで『出校停止』（欠席扱い）となる。修正が確認できた後、登校を認める。